

令和6年4月1日採用 王寺町職員新規採用試験要項

令和5年7月
王寺町役場

1. 採用予定人数

一般行政職 8名程度

2. 受験資格

【全職種共通】

- 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する人は、受験できません。
- 日本国籍を有しない人については、在留活動に制限のない在留の資格を有する人に限ります。
※日本国籍を有しない職員については、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わることができない。」とする公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。
- 令和6年4月1日から勤務できる人

【職種別】

- 一般行政職
平成10年4月2日以降に生まれ、学校教育法による高等学校以上の学校を卒業した人(令和6年3月卒業見込みの人は除く)
※ 高等学校卒業程度認定試験合格者は、高等学校卒業と同等の取扱いになります。

3. 試験日時・内容等

(1)第1次試験 令和5年7月30日(日)

- ・試験内容:集団面接
- ・受付時間及び試験時間については、受験票送付の際、案内します。
- ・会場:王寺町やわらぎ会館3階小会議室2
- ・合格発表:町公式サイトで、合格者の受験番号を発表します。

(2)第2次試験 令和5年8月6日(日)

- ・受付:午前9時15分～午前9時45分
- ・試験時間:午前10時00分～午後0時00分
- ・試験会場:王寺町やわらぎ会館
- ・試験内容:教養試験(社会、人文、自然に関する一般知識、文章理解、判断・数的推理、資料解釈)
- ・合格発表:町公式サイトで合格者の受験番号を発表します。

(3)第3次試験 令和5年8月17日(木)

- ・試験内容:個別面接
- ・試験会場:やわらぎ会館3階小会議室2
- ・合格発表:合否にかかわらず、本人宛に通知します。町公式サイトにおいても合格者の受験番号を発表します。

※ 合格者に、指定の期日までに最終学校の卒業証明書、成績証明書、職歴証明書等の証明書類及び身体検査書(町指定の様式)の提出を求めます。

4. 申込書等の請求

(1)王寺町職員採用試験受験申込書及び受験票は、町公式サイトからダウンロードすることが可能です。ダウンロードしたもので受験申込をする場合は、A4版の白紙に、縮小や拡大をせずに印刷してください。また、申込書等は、王寺町役場2階総務課窓口でも配布します。

(2)申込書等を郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験受験申込書請求(一般行政職)」と朱書きで記入し、返信用封筒(角形2号:33 cm×24 cmに120 円切手を貼付し、宛先を記載したもの)を必ず同封してください。

5. 受験手続

(1)必要書類

- ① 受験申込書(町指定の様式・写真貼付)
- ② 受験票(町指定の様式・写真貼付)

※①②に貼付の写真は、申込前3か月以内に撮影した同一のもの、上半身脱帽、正面向、縦4cm横3cm、貼付する前に写真の裏面に氏名を記載しておくこと。

- ③ 返信用封筒(受験票送付用)長形3号:23.5 cm×12.0cm の封筒 1 通に84 円切手を貼付し、宛先を記入のこと。

※受験申込書の記載事項及び提出書類に不備のある場合は、お返しすることがありますが、このために生じた申込みの遅延等には責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。

※この受験に関する提出書類は、一切お返しいたしません。なお、提出書類等により取得した個人情報については、今回の採用試験実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。

(2)申込期間

令和5年7月3日(月)～令和5年7月20日(木)17:00 必着
申込期間中に下記まで必要書類を郵送または持参してください。

(3)申込・問い合わせ先

〒636-8511 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目1番23号
王寺町役場 総務課 人事係 Tel 0745-73-2001(内線525・528)

(4)受験票の交付及び第1次試験の日時・場所の通知

提出された返信用封筒により、受験票を郵送します。7月27日(木)までに届かない場合は、上記問い合わせ先まで必ず連絡してください。

6. 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。
任命権者は、この名簿の中から採用者を決定します。

7. 給与

現行の初任給は、以下のとおりです。

月額 大学卒 185,200 円
短大卒 167,100 円
高校卒 154,600円

このほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

なお、初任給は採用前の経歴、学歴などに応じて一定の基準により加算されます。

8. その他

- (1)受験に際し、虚偽その他不正が判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- (2)受験資格(高等学校以上の学校を卒業)を有しない場合は、採用候補者名簿から抹消するとともに、採用も取り消しとなります。

9. 試験結果の開示

この試験の受験者は、下記のとおり、個人情報保護に関する法律第 69 条第 2 項第1号の規定により、口頭で開示請求をすることができます。

受験者本人(代理人は不可)が本人であることを証明する書類(運転免許証、マイナンバーカード、旅券等)を持参のうえ、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に直接、総務課人事係へお越しください。

※電話、はがき等による開示請求はできませんので、ご注意ください。

試 験	開示請求 できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	各試験の 不合格者本人	試験得点及び順位	各合格発表の日の翌 日から起算して30日 間
第2次試験			
第3次試験			